

令和5年度大規模噴火現象の時間進展プロセスに関する研究に係る残留磁化方位 データ作成業務に係る入札可能性調査実施要領

令和5年8月1日
原子力規制庁長官官房技術基盤グループ
地震・津波研究部門

原子力規制庁では、令和5年度大規模噴火現象の時間進展プロセスに関する研究に係る残留磁化方位データ作成業務の受注者選定に当たって、一般競争入札（最低価格落札方式）に付することの可能性について、以下の通り調査いたします。

つきましては、下記1. 実施内容に記載する内容・条件において、的確な事業遂行が可能であり、かつ、当該事業の受注者を決定するに当たり一般競争入札（最低価格落札方式）を実施した場合、参加する意思を有する方は、2. 登録内容について、5. 提出先までご登録をお願いします。

1. 実施内容

別添仕様書による。

2. 登録内容

- ・事業者名
- ・連絡先（住所、TEL、E-mail、担当者名）

3. 留意事項

- ・登録後、必要に応じ事業実施計画等の概要を聴取する場合があります。
- ・本件への登録に当たっての費用は事業者負担になります。
- ・本調査の依頼は、入札等を実施する可能性を確認するための手段であり、契約に関する意図や意味を持つものではありません。
- ・提供された情報は庁内で閲覧しますが、事業者に断りなく庁外に配布することはありません。
- ・提供された情報、資料は返却いたしません。

4. 公募期間

令和5年8月1日～令和5年8月15日

5. 提出先

郵送またはE-mailにてご提出願います。

【提出先】 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9

原子力規制庁長官官房技術基盤グループ

地震・津波研究部門

佐藤 勇輝 ・ 西来 邦章 宛

【TEL】 03-5114-2226

【E-mail】 yuki_sato_v3v@nra.go.jp

(登録例)

令和〇年〇月〇日

原子力規制委員会
原子力規制庁長官官房技術基盤グループ
地震・津波研究部門

令和5年度大規模噴火現象の時間進展プロセスに関する研究に係る残留磁化方位
データ作成業務について

令和〇年〇月〇日付、標記実施要領に従い、以下の事項を登録致します。

登録内容

① 事業者名 ○○

② 連絡先

住所 ○○

TEL ○○

FAX ○○

E-mail ○○

担当者名 ○○

令和5年度大規模噴火現象の時間進展プロセスに関する研究に係る

残留磁化方位データ作成業務

仕様書

仕様書

1. 業務名

令和5年度大規模噴火現象の時間進展プロセスに関する研究に係る残留磁化方位データ作成業務

2. 適用

この仕様書は、原子力規制委員会 原子力規制庁（以下「規制庁」という。）が調達する上記の契約に関する仕様を規定するものである。

3. 概要

規制庁は、カルデラ形成に関連する多様な噴火現象の時間進展プロセスについて知見を拡充することを目的として、令和3年度より国立大学法人茨城大学理学部及び国立研究開発法人海洋研究開発機構との共同研究「大規模噴火現象の時間進展プロセスに関する研究」（以下「共同研究」という。）を実施している。本業務は、共同研究で試験的に取得した残留磁化方位等のデータに対して、データの代表性等を検討するためのルーティンワークで、規制庁が提供するボーリングコア及びハンドサンプリング試料からの残留磁化方位測定用試料の採取・成形、帯磁率異方性測定及び残留磁化方位測定を実施する。

4. 実施内容

4. 1 残留磁化方位データ作成業務

残留磁化方位測定等に係る設備及び機器を用いて、残留磁化方位測定用試料の採取・成形及び残留磁化方位測定を実施し、残留磁化方位データを取得する。残留磁化方位測定用試料は規制庁が提供するボーリングコア（海域コア及び陸域コア）試料及び陸域ハンドサンプリング試料（ハンドコア試料を含む）から採取・成形する。

データ作成に資する作業及びデータ作成数は下記のとおり。

(1) 残留磁化方位測定用試料の採取及び成形作業（150 スペシメン程度^{*1}）

陸域コア試料については定方位で採取しているので、その方位を元にコアから残留磁化方位測定用試料を採取する。海域コア試料及び陸域ハンドサンプリング試料については予め方位付けしているので、残留磁化方位測定に適した形状に成形する。

(2) 帯磁率異方性測定作業（70 スペシメン程度^{*2}）

(3) 熱消磁作業（採取・成形したスペシメンに対して実施^{*3}）

熱消磁に供する試料のうち、帯磁率異方性を測定したものについては帯磁率計等を用いて段階熱消磁ごとの変質度合いをチェックすること。

(4) 交流消磁作業（採取・成形したスペシメンに対して実施^{*3}）

(5) 残留磁化方位測定作業（各段階消磁ごとに測定）

(6) 残留磁化方位データ作成作業

- ※1 海域コアから 60 スペシメン程度、陸域コア及びハンドサンプリング試料から 90 スペシメン程度を採取することを想定。採取する試料の内訳は、試料の保存状態等によって変更されることがある。
 - ※2 陸域コア及びハンドサンプリング試料から採取したスペシメンで、アルミキューブ以外で採取したもののみを対象とする（4. 2 参照）。
 - ※3 採取したスペシメンを熱消磁に供するか、交流消磁に供するかは、別途共同研究で実施中の分析結果に応じて選択する。
- その他、詳細については規制庁担当者と協議の上、決定する。

4. 2 試料採取及び測定に用いる機器等

残留磁化方位測定等に用いる機器等は、下記の装置等もしくは同等のスペックを有する装置等を用いる。

(1) 残留磁化測定用試料の採取及び成形作業

- ・熱消磁用試料の採取・成形にはアルミキューブ（2cm×2cm サイズ）を用いる。
- ・交流消磁用試料の採取・成形にはプラスチックキューブ（7cc キューブ）を用いる。
- ・上記で採取・成形が不可能な硬岩試料等については、岩石カッター、卓上コアピッカー等を用いて適切に採取・成形すること。

(2) 帯磁率異方性測定作業

- ・帯磁率異方性測定装置：AGICO 社製 KLY-3S

(3) 熱消磁作業

- ・熱消磁装置：ASC Scientific 社製 TD-48
- ・帯磁率計：Bartington 社製 MS2

(4) 交流消磁作業

- ・交流消磁装置：AGICO 社製 LDA5

(5) 残留磁化方位測定作業

- ・スピナー磁力計：AGICO 社製 JR-6A

(6) 残留磁化方位測定を実施する場所

- ・磁気シールドルーム内

4. 3 成果報告書の作成

上記作業等に係る実施結果をとりまとめて、令和 6 年 3 月 1 日までに成果報告書のドラフト版（電子媒体 1 部）を提出する。規制庁担当者による内容確認を経て、令和 6 年 3 月 15 日までに成果報告書を提出する。

5. 業務実施期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 15 日まで

6. 実施場所

本事業は、受注者の作業場所において実施する。

7. 提出書類及び納入品目

	提出書類及び納入品目	提出部数 (注1)	提出期日
1	実施計画書 (注2)	1	契約締結後速やかに提出し、規制庁の承認を受けること。 変更時は改訂版を速やかに提出すること。
2	下請負届	1	契約締結後速やかに提出すること。 該当しない場合は省略できる。
3	情報セキュリティに関する書面 (注3)	1	契約締結後速やかに提出すること。
5	成果報告書 (注4)	4	納入時 (令和6年3月15日まで)
6	成果物 (成果報告書、測定データ (jr6ファイル等)) 一式	1	納入時
7	情報セキュリティ対策報告書	1	納入時
8	完了届	1	納入時

注1) 原則として電子媒体で提出すること。

注2) 実施計画書の要求事項は9. によるものとする。

注3) 情報セキュリティに関する書面の要求事項は11. によるものとする。

注4) 成果報告書の電子媒体には報告書のPDFデータのみを格納すること。なお報告書の表紙等については規制庁が指定するフォーマットで提出すること。

8. 納入場所

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房技術基盤グループ
地震・津波研究部門
東京都港区六本木 1-9-9 六本木ファーストビル 15 階

9. 実施計画書

実施計画書には最小限、以下の内容を記載すること。

(1) 実施内容

実施項目ごとに過不足なく計画を立案し、「作業の流れ」を示すこと。

(2) 実施体制

受注者は、実施責任者及び品質管理体制を明示した実施体制表を提出すること。
あらかじめ下請負者が決まっている場合は、下請負者名及びその発注業務内容を含めて記載すること。ただし、金50万円未満の下請負業務、印刷費、会場借料、翻訳費及びその他これに類するものを除く。

実施責任者は本作業の遂行にあたり十分な実務能力及びマネジメント能力を有し、本作業を統括する立場にある者とする。

実施体制には必ず本件に精通した経験豊富なスタッフを含めること。また、2人

以上の直接の担当者を定め、一方が出張などの時にも支障なく業務が遂行できるようにすること。

(3) 実施責任者

(a) 発注者側：原子力規制委員会原子力規制庁長官官房技術基盤グループ
安全技術管理官（地震・津波担当）

(b) 受注者側：本事業を統括する実施責任者の役職、氏名を実施体制図に明示すること

(4) 品質管理体制

社内の品質管理体制図及びその説明を示すこと。その中では、品質管理部門と本作業の実施部門とが独立していることを明示すること。また、本作業にかかわる品質管理の具体的な方法（本作業に関する具体的なチェック項目及びチェックの方法等）を示すこと。

(5) 担当者の技術能力

業務に従事する者の技術能力を明確にすること。

(6) 工程管理

実施項目ごとに無理のない計画を立て、実施工程表を示すこと。

10. 検収条件

本仕様書に記載の内容を満足し、7.に記載の提出書類が全て提出されていることが確認されたことをもって検収とする。

11. 情報セキュリティの確保

受注者（請負者）は、以下の点に留意して情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 受注者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について規制庁担当者に書面で提出すること。
- (2) 受注者は、規制庁担当者から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性を格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講じること。
- (3) また、本業務において受注者が作成する情報については、規制庁担当者からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (4) 受注者は、原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受注者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて規制庁担当者の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (5) 受注者は、規制庁担当者から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
また、請負業務において受注者が作成した情報についても、規制庁担当者からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (6) 受注者は、本業務の終了時に、業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 原子力規制委員会情報セキュリティポリシー

<https://www.nra.go.jp/data/000129977.pdf>

12. その他

- (1) 受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、規制庁担当者と速やかに協議し、その指示に従うこと。
- (2) 作業実施者は、規制庁担当者と日本語で円滑なコミュニケーションが可能で、かつ良好な関係が保てること。
- (3) 業務上不明な事項が生じた場合は、規制庁担当者に確認の上、その指示に従うこと。
- (4) 常に、規制庁担当者との緊密な連絡・協力関係の保持及び十分な支援を提供すること。
- (5) 本調達において納品される成果物の著作権は、検取合格が完了した時点で、当庁に移転する。受注者は、成果物の作成に当たり、第三者の工業所有権又はノウハウを実施・使用するときは、その実施・使用に対する一切の責任を負う。
- (6) 成果物納入後に受注者の責めによる不備が発見された場合には、受注者は、無償で速やかに必要な措置を講ずること。

(以上)